

美し学園 街並み憲章

美し学園自治会

私達は、船橋美し学園において、地区計画の主旨に基づき、美しい街並みの住宅地を創り、それを後世までの街の資産価値とするために、次のように街並み憲章を定め、お互いに遵守することを申し合わせる。

この憲章は、住民相互の申し合わせ事項であり、法律に基づいて定めるものではないことから、違反に対しての罰則、罰金、訂正命令を伴うものではない。

《憲章の区域》

第一条 この憲章の区域（以下「憲章区域」という）は、美し学園区域内の別添図面に表示する区域とする。

《全体目標》

第二条 周辺と調和した住宅デザイン、外構デザインにより、美しい街並みの住宅地の形成を図る。また、環境共生およびユニバーサルデザインに配慮した住宅および外構とする。敷地内の緑化を図り外構への植栽に努める。

《用途》

第三条 一戸建ての専用住宅を原則とする。

《敷地》

第四条 (1) 敷地の境界線は原則として変更しない。
(2) 敷地の最小面積は 140 m²とする。
(3) 敷地の地盤面の高さは原則として変更しない。

《建物の高木》

第五条 建物の高さは、地区計画の規定にかかわらず地盤面から 10mを超えてはならない。

《外壁面の位置》

第六条 外壁、又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は地区計画で定める 1.0 m以上とし、隣地境界線までの距離は 0.5 m以上とする。

《建物の形態》

第七条 建物の形態は周囲との調和に配慮する。

《建物の材料・色彩》

第八条 建物の材料および色彩は周囲との調和に配慮する。

《隣棟間の調整》

第九条 隣棟間の距離は 1.0 m以上とする。

《建物の付属物》

第十条 建物の付属物である物置、空調機器、自転車置場等については、周囲との調和に配慮して配置する。また、看板、広告物は原則として配置しない。

《駐車施設》

第十一条 駐車場の上屋を設置する場合は、不燃材を使用するものとし、周囲との調和に配慮する。また、駐車スペースは街並みの向上に配慮した仕上げとする。

《外構》

第十二条 外構の擁壁、囲障、舗装、門、植木等は周囲との調和および景観の向上に配慮したものとする。敷地内の緑化は、季節感に配慮した豊で魅力的な緑空間を演出し、非建ぺい地についても、緑化に努める。

《運用指針》

第十三条 街並み憲章の具体化方法を示す運用指針を定める。